

岡谷市ふるさと寄附金返礼品提供事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度による岡谷市（以下「本市」という。）の魅力発信、地元特産品のPR及び地元企業の経済活性化に寄与することを目的として、寄附者へのお礼の品（以下「返礼品」という。）及び返礼品を提供する者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2 募集要件

(1) 返礼品提供事業者

返礼品提供事業者は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ア 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等の生産拠点又は役務の提供場所のいずれかが市内にある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合し、市長が認めた返礼品を提供できる法人、団体又は個人事業者の場合はこの限りではない。
- イ 各種法令等に沿った生産、加工、製造、販売又は役務の提供等を行っていること。
- ウ 市税等の滞納がないこと。
- エ 代表者等が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- オ 食品を返礼品として提供する場合は、食品表示法（特に、事実と異なる産地名の表示。以下同じ。）に違反することなく、適正かつ確実な供給体制を整備していること。
- カ 積極的に本市の広報活動を行い、シティプロモーションに協力できること。

(2) 返礼品

返礼品は、次の要件をすべて満たす必要があります。ただし、すべての要件を満たす場合であっても、本市が内容等を総合的に勘案し、適当でないと判断したときは、返礼品として認めない場合があります。

- ア 本市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
- イ 地場産品基準に適合し、その事実を証明できるものであること。
- ウ 公序良俗に反しないものであること。
- エ 特定の宗教、宗派、思想、信条等に関わるものではないこと。
- オ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、あらかじめ期限や数量を示して供給するものはこの限りではない。
- カ 食品を返礼品として提供する場合は、寄附者に返礼品到着後、一定期間（概ね一週間以上）の賞味期限が保証されていること。
- キ 本市又は本市が岡谷市ふるさと寄附金業務の一部を委託する業者（以下「中間事業者」という。）からの発送依頼を受け、速やかに返礼品の発送ができること。

3 返礼品提供事業者の義務

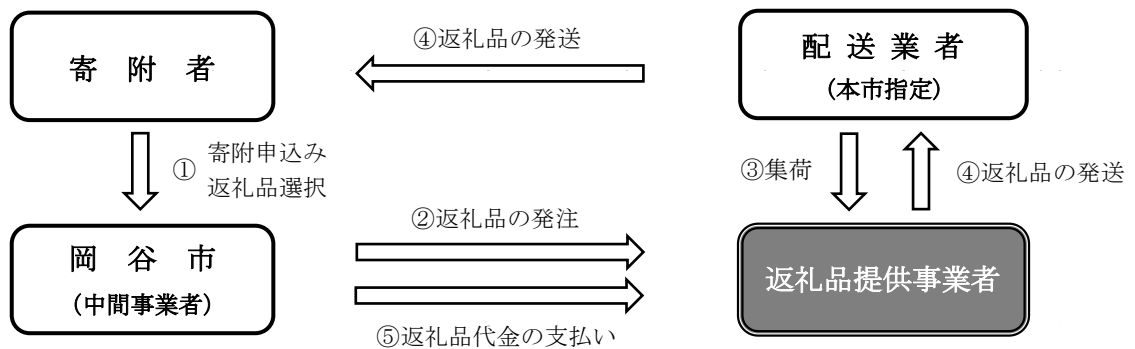
返礼品提供事業者は、返礼品の提供にあたり、次の各項に掲げる義務を負います。

- (1) 返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び発送過程で事故等の問題が発生した場合には速やかに本市又は中間事業者へ報告すること。
- (2) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、その対応状況について本市又は中間事業者へ報告すること。
- (3) 食品を返礼品として提供する場合は、当該食品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。
- (4) 本市が必要とする場合に実施する調査等（実地調査を含む。）に応じること。
- (5) 本市が前項の調査等により法令等違反又は要件不適合と判断した場合、本市が指定する方法で、代品請求、代金減額、又は契約不履行時の違約金及び損害賠償の請求に係る事項に関し、本市及び中間事業者と協議すること。
- (6) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告や、寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと。

4 運用

(1) 返礼品提供の流れ

返礼品提供事業者は、本市又は中間事業者からの発注を受け、該当の寄附者に対し該当の返礼品を提供します。なお、本市が寄附者からの寄附申込みを受けてから、返礼品提供事業者に対して支払いを行うまでの流れは、概ね次の図のとおりです。



(2) 費用負担

- ア 返礼品の商品代及び送料は本市が負担し、支払いは本市又は中間事業者により行います。
- イ 返礼品の品質に瑕疵があったことにより返礼品の再配達が生じた場合、これに要する商品代及び送料については、返礼品提供事業者の負担とします。

(3) 返礼品の発送

返礼品の発送を行う返礼品提供事業者は、次の各号を遵守してください。

- ア 本市及び中間事業者が指定した配送業者で行うものとする。ただし、本市の了承を得た場合はこの限りではない。
- イ 配送伝票は本市の返礼品である旨が明記されたものを使用すること。
- ウ ふるさと納税ポータルサイト等に明記した発送期日内に発送すること。

(4) 返礼品提供事業者の特典等

- ア ふるさと納税ポータルサイト及び本市が作成する広告物等に、返礼品の商品名、画像、返礼品提供事業者名が掲載されます。
- イ 返礼品の発送時に限り、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱できます。

5 募集期間

随時受付を行います。ただし、申請時期や登録内容によって、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載が可能となるまでの期間に相当時間を要することがあります。

6 登録等の手続き

(1) 返礼品提供事業者の登録等

- ア 返礼品提供事業者として新規登録又は変更登録を受けようとする者は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、本市又は中間事業者に提出してください。

(ア) 岡谷市ふるさと寄附金返礼品提供事業者登録申込書（様式1）

(イ) 岡谷市ふるさと寄附金返礼品提供事業者誓約書（様式2） ※新規登録のみ

- イ 前号の規定による登録を受けた返礼品提供事業者が、本事業への参加を辞退する場合、岡谷市ふるさと寄附金返礼品提供事業者辞退届出書（様式4）を本市又は中間事業者に提出してください。

(2) 返礼品の登録等

- ア 返礼品の登録を受けようとする返礼品提供事業者は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、添付書類とあわせて本市又は中間事業者に提出してください。

(ア) 岡谷市ふるさと寄附金返礼品登録申込書（様式6）

(イ) 返礼品の内容がわかる資料、画像 ※添付書類

(ウ) 地場産品基準を適合する事実が証明できる資料 ※添付書類

- イ 返礼品提供事業者は、前号の規定による登録を受けた返礼品の登録内容に変更が生じた場合、あるいは登録を取り止める場合、岡谷市ふるさと寄附金返礼品登録変更等申請書（様式8）を本市又は中間事業者に提出してください。

7 登録等の結果について

前項の規定による登録等については、本市にて内容を協議のうえ、その結果を返礼品提供事業者及び中間事業者に別途通知します。

8 登録の取り消し

本市は、次の各項に該当する場合、返礼品提供事業者及び返礼品の登録を取り消すことができます。

- (1) 返礼品提供事業者及び返礼品がこの要領に定める事項に適合しなくなったとき。
- (2) 申請内容等に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 本市又は寄附者に対して、損害を及ぼす行為があったとき。
- (4) 寄附者から返礼品として選択されることが少ないとき（1年以上選択がない場合）

9 個人情報の保護

返礼品提供事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守してください。

寄附者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的で使用することは認められません。

10 その他留意事項

- (1) 寄附者が岡谷市民である場合、返礼品は制度上送付できません。
- (2) 寄附金額の設定は、調達価格、送料等の経費を考慮し、総務省が定める基準の範囲内で本市が個別に定めるものとします。
- (3) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合、本市との協議によるものとします。
- (4) ふるさと納税制度について、総務省等から見直し等の通知があった場合には、この要領の定めによらず、総務省等の通知に従うものとします。

附 則

- 1 この要領は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 岡谷市ふるさと寄附金協力事業所募集要領及び岡谷市ふるさと寄附金に係る返礼品事務取扱要領は廃止する。

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 返礼品提供事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業による業務を処理するに当たり個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 返礼品提供事業者は、この事業による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。事業が終了し、又は返礼品提供事業者でなくなった場合も同様とする。

2 返礼品提供事業者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても前項の規定を遵守するよう必要な措置を講じなければならない。事業が終了し、又は返礼品提供事業者でなくなった場合も同様とする。

(適正管理)

第3 返礼品提供事業者は、この事業による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 返礼品提供事業者は、この事業による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第5 返礼品提供事業者は、この事業による業務に関して知り得た個人情報を、本市の承諾を得ることなく当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第6 返礼品提供事業者は、この事業による業務を処理するために本市から貸与された個人情報が記録された資料等を、本市の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 返礼品提供事業者は、この事業による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、本市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 返礼品提供事業者は、この事業による業務を処理するために本市から提供された個人情報が記録された資料等を、この業務の終了後直ちに本市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、本市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第9 返礼品提供事業者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。この事業が終了し、又は返礼品提供事業者でなくなった場合も同様とする。

第10 本市は、返礼品提供事業者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、返礼品提供事業者の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。